

巻 頭 言

教養教育研究院長 多田 哲

ふだん教員として仕事をしていくにあたり、中京大学の学則の存在は知っていても、内容を読んだことがないという方は、多いのではないだろうか。私自身も教育院長になる前はほとんど読んだことがなかったし、現在でも恥ずかしながら内容を熟知しているわけではない。そこで改めて、学則に教養教育研究院がどのように位置づけられているかを見つてみることにした。

前条第1項に規定するもののほか、次の教育院を置く（第2条の2）。

(1) 教養教育研究院

「前条第1項」とは「学部・学科及び大学院」を意味しており、教育院とはそれらと同等の機関ということになる。その教育院のなかに、私たちの属する教養教育研究院があるわけだが、教育院として本学に存在するのは、現在はこれ1つのみである。今後、教育院は増えていくのであろうか。

そして教養教育研究院は教育院の1つであるにもかかわらず、「研究院」と称している。おそらく外部からみると矛盾と見られるであろう。こうした矛盾が、いずれ解消されることが望ましいのではないかと考えている。

本学の授業科目として、全学共通科目及び学部固有科目を開設する（第53条第1項）。前項に規定する全学共通科目に関することは、教養教育研究院が所管する（第53条第2項）。

「全学共通科目に関することは、教養教育研究院が所管する」という文言は、私たちにとっては当然のことで、軽く受け流すこともできるかもしれないが、今一度噛み締める必要があるだろう。つまり本学のどこかの部署ではなく、教養教育研究院こそが全学共通科目に全責任を負っているのである。むろん、社会や大学からの制約があり、私たちの考えていることがすべて思い通りに実現できない場面も出てくるだろう。それでも全学共通科目に関するすべてのことは、私たちが主体的に企画・運営していくべきで、それを実行す

る実力を備えていなければならない。その実力を磨く努力を怠るなら、「全学共通科目に関することは、教養教育研究院が所管する」は空文となってしまう。

全学共通科目及び教職に関する科目のうち教養教育研究院が担当する科目については、教育院教授会において審議する（第48条の2第3項）。

この条文のうち「全学共通科目」について説明はさておき、「教職に関する科目のうち教養教育研究院が担当する科目」とは、教職科目から「教職に関する科目のうち学部が担当する科目」（第48条第3項）を除いたものである。つまり学部横断的な教職科目ということになるのか。つまりいずれにせよ私たちは、中京大学全体の教育を担う組織であるという、おそらく自明のことがここに規定されている。

しかしその自明のことを、あらためて肝に銘じる必要があるのではないかと思う。中京大学では「建学の精神」、「中京大学の理念」、「教育研究上の目的」や「3つの方針」にもとづいて教育がおこなわれている。各学部ではこうした方針に依拠した教育課程を持っているが、それは学部の特質に応じたものにならざるを得ない。具体的な次元で考えると、入学生を中京大生にするのは、全学に共通する教育を担う私たちなのではないだろうか。そうした矜持を持って、これから教養教育に私たちは邁進していこう。